

JHFにおける規定の作成管理要領

制定 2002年9月13日 理事会

改訂 2003年1月23日 理事会

目的

第1条 JHFが行う規定の作成ならびに規定の管理方法を定め、規定の整合性と保護を目的とする。

定義

第2条 規定の名称および決議機関については次のように定める

- 1 定款 JHF総会決議を経、かつ文部科学大臣の承認を得、登記したもの
- 2 規約 定款以外で総会決議を経て規定されたもの
- 3 規程 JHF運営規約により理事会決議を経て規定されたもの
- 4 規定、細則 JHF運営のために規定されたものの総称

規定広報の義務

第3条 本法人が定める規定は会員に公示されなければならない。

第4条 規定に改定があった場合は改定の日、改定の機関を明記し速やかに会員に公示されなければならない。

規定管理

第5条 JHFが定める規定はすべて原本を事務局が保管し、閲覧可能にしておかなければならない。

第6条 電子媒体を補助的な保存方法とすることが出来る。

規定作成要領

第7条 JHFにおいて作成される規定は、条文に上位規定による作成の根拠や目的などを有することが望ましい。

公示の定義

第8条 本要領で言う公示とは、JHFが持つ1つ以上の広報手段によって、正会員に対して改定の内容を公開し、または文書によって配布したことをもって公示とする。